

# 熊本県農林水産部森林局林業振興課 常勤職員代替臨時的任用職員 募集案内

## 1 募集職種

「林業」常勤職員代替臨時的任用職員

## 2 職務内容

- ①林業大専校機能拡充に関する業務等
  - ②林業大専校と県立高校との連携強化に関する業務等
- ※正職員と同様の業務に従事します。(会計年度任用職員とは異なります。)  
(変更の範囲) 雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

## 3 採用予定人数

1人

## 4 勤務条件

- (1) 任用期間：令和8年(2026年)6月1日～令和8年(2028)11月30日  
※任用開始日は、前後する可能性があります。  
※1回を上限に更新の可能性があります。最大で令和9年(2027年)3月31日まで。
- (2) 勤務時間：8時30分～17時15分
- (3) 勤務地：熊本県庁 林業振興課 (変更の範囲) 変更なし
- (4) 給与月額：高校卒業程度201,500円～  
大学卒業程度226,900円～  
※学歴、職歴に応じ加算措置があります。
- (5) 諸手当：通勤手当、住居手当、期末勤勉手当など  
勤務が6か月を超えた場合は退職手当
- (6) 社会保険等：地方公務員等共済組合法の定めるところによります。

## 5 受験資格

- 次の(1)～(3)のすべてを満たす方
- (1) 次のア～イのいずれかに該当する方
    - ア 学校教育法による大学、高等学校において、林業若しくは森林に関する科目を履修して卒業している方
    - イ 選考試験(小論文及び面接)、または学歴・経験等から林業若しくは森林に関する専門知識を有すると認められる方
  - (2) パソコンの基本操作技術(ワード、エクセル等)を有する方
  - (3) 普通自動車運転免許を有する方
- ※次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。
- ・日本国籍を有しない者
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 6 試験の方法

小論文試験（筆記試験）及び個別面接による口述試験を実施します。

## 7 試験日程

- (1) 日 時：令和8年（2026年）4月24日（金）午前9時集合
- (2) 場 所：熊本県庁行政棟本館9階 森林整備課分室
- (3) 合格発表：令和8年（2026年）4月30日（木）

※熊本県庁行政棟本館1階ロビーに合格者の受験番号を掲示するとともに、郵送により合否を通知します。また、熊本県ホームページでも合格者の受験番号を発表します。

## 8 応募方法

- ・ハローワークを通じて募集を行います。
- ・応募者は、令和8年（2026年）4月16日（木）午後5時00分（必着）までに、「申込書」「ハローワークの紹介状」等を森林整備課総務班へ持参又は郵送してください。
- ・持参の場合、受付時間は平日の午前8時30分～午後5時00分です。
- ・郵送の場合は必ず特定記録郵便とし、「9 申込手続等」に記載の要領で郵送してください。
- ・応募者が5名に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。

【連絡先】〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 行政棟本館10階  
農林水産部森林局森林整備課総務班  
電話：096-333-2437（直通）

## 9 申込手続等

- (1) 以下の書類を郵送又は持参してください。
  - ・「申込書」（受験票送付用の郵便はがきを添付）
  - ・ハローワークの「紹介状」
- (2) 申込書に貼付する写真は、申込前3か月以内に撮影したもので、本人と確認できるものを「申込書」の所定の箇所に貼ってください。
- (3) 郵送する場合は必ず特定記録郵便とし、封筒の表に「常勤職員代替臨時的任用職員申込」と朱書きしてください。

## 10 採用方法等

- (1) 合格者については、「常勤職員代替臨時的任用職員合格者名簿（林業振興課）」に登載し、成績上位者から採用します。

- (2) 名簿の有効期間は、合格発表の日から欠員期間（令和9年（2027年）3月31日）までとしますが、有効期間内の任用者数が名簿登載者数よりも少ない場合は、採用されないことがあります。

## 11 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が、①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所においでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることができません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

提供を求めることができる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所
受験者本人	総合順位及び総合得点	合格発表の日から1か月間	森林整備課総務班 (県庁行政棟本館10階)